（前のページより続き）

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　二九
会社その他
宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令　三一

府令・省令

○内閣府令・国土交通省令第一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）及び宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の規定に基づき、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年八月三十一日

内閣総理大臣　菅　直人
国土交通大臣　大畠　章宏

宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条の六（見出しを含む。）中「国土交通省令・内閣府令」を「国土交通省令・内閣府令」に改める。

第十五条の七中「に規定する国土交通省令」を「の国土交通省令・内閣府令」に改める。

第十六条の見出し中「国土交通省令」を「国土交通省令・内閣府令」に改め、同条中「に規定する国土交通省令・内閣府令」を「の国土交通省令・内閣府令」に改める。

第十六条の二（見出しを含む。）中「国土交通省令」を「国土交通省令・内閣府令」に改める。

第十六条の三中「に規定する国土交通省令」を「の国土交通省令・内閣府令」に改める。

第十六条の四第一項中「に規定する国土交通省令」を「の国土交通省令・内閣府令」に改める。

第十六条の四の二中「国土交通省令」を「国土交通省令・内閣府令」に改める。

第十六条の四の三（見出しを含む。）中「法第三十五条第一項第十四号の国土交通省令」を「法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令」に改める。

第十六条の五（見出しを含む。）中「国土交通省令・内閣府令」に改める。

第十六条の七第一項、第十六条の九第一項及び第十六条の十中「国土交通省令」を「国土交通省令・内閣府令」に改める。

第十六条の十二の見出し中「法第四十七条の二第三項の国土交通省令」を「法第四十七条の二第三項の国土交通省令・内閣府令及び同項の国土交通省令」に改め、同条中「法第四十七条の二第三項の国土交通省令」を「法第四十七条の二第三項の国土交通省令・内閣府令及び同項の国土交通省令」に改め、同条第一号ハ中「電話による」を「深夜又は」に改め、同号ハを同号ヘとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　当該勧誘に先立つて宅地建物取引業者の商号又は名称及び当該勧誘を行う者の氏名並びに当該契約の締結について勧誘をする目的である旨を告げずに、勧誘を行うこと。

ニ　宅地建物取引業者の相手方等が当該契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続すること。

ホ　迷惑を覚えさせるような時間に電話し、又は訪問すること。

附　則

この命令は、平成二十三年十月一日から施行する。

省　令

○総務省令第百二十七号

電波法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十号）の一部の施行に伴い、並びに電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月三十一日

総務大臣　片山　善博

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第九条の二中「五年」の下に「（法第二十七条の十二第二項第二号括弧書に規定する周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定にあつては、十年）」を加える。

第十一条の四第二項中「第十三条第三項」を「第十三条第二項」に改める。

別表第一号の三第2の表1の項中「第13条第3項」を「第13条第2項」に改める。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の四第二項中「第二十七条の十三第二項第九号」を「第二十七条の十三第二項第十号」に、「第二十七条の十二第二項第五号」を「第二十七条の十二第二項第六号」に改める。

別表第五号の七中9を10とし、8の次に次のように加える。

9　終了促進措置を行う場合にあつては、当該終了促進措置の内容及び当該終了促進措置に要する費用の支弁方法

別表第五号の七の注12中「第27条の12第2項第5号」を「第27条の12第2項第6号」に改める。

（無線局運用規則の一部改正）

第三条　無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第九条の二中「第十三条第三項」を「第十三条第二項」に改める。

（無線設備規則の一部改正）

第四条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「第十三条第三項」を「第十三条第二項」に改める。

附　則

この省令は、電波法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年八月三十一日）から施行する。

○文部科学省令第三十二号

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第六十六条第四項及び第六項並びに私立学校教職員共済法第四十九条の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月三十一日

文部科学大臣　髙木　義明